

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月30日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第3号

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の一部を改正する規則

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則(平成27年寒川町規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「附則第2項及び」を削り、「別表に定める基準により算定した額」を「次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護者 零

ア 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第4条第1項第1号に規定する教育認定子ども

イ 政令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子ども

(2) 満3歳未満保育認定子ども(政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。)に係る教育・保育給付認定保護者 同項(政令第5条第2項、第9条、第11条第2項及び第12条第2項において準用する場合を含む。)、政令第13条第1項及び第14条に定める額を限度として別表に定める基準により算出した額
第3条中「前条第1項」を「前条第1項第2号」に改める。

第4条中「第2条第1項」を「第2条第1項第2号」に改める。

附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附則第2項の前の見出し及び同項並びに附則第3項を削る。

別表の1の表を削る。

別表の2の表中「2号・3号認定利用者負担額」を「利用者負担額」に改め、同表2号認定利用者負担額(3歳以上)(月額：円)の欄を削り、同表中「3号認定利用者負担額(3歳未満)」を「利用者負担額」に、「3,200」を「0」に、「3,100」を「0」に改める。

別表備考2中「「1号認定」とは、法第19条第1項第1号に該当する支給認定子ども(法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ)をいい、「2号認定」とは、同項第2号に該当する支給認定子どもをいい、「3号認定」とは、同項第3号に該当する支給認定子どもをいう。また、」を削る。

別表備考4中「市町村民税非課税世帯、」及び1号認定利用者負担額の表を削り、2号・3号認定利用者負担額の表中「2号・3号認定利用者負担額」を「利用者負担額」に改め、Bの項、2号認定保育標準時間の欄、2号認定保育短時間の欄及び「3号認定」を削る。

別表備考5各号列記以外の部分中「子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第14条」を「政令第13条第2項」に、「支給認定保護者(法第20条第1項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。)」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同表備考5第1号中「次のアからウまでに掲げる支給認定子ども」を「教育・保育給付認定保護者に係る負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準子ども(当該教育・保育給付認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち最年長者をいう。以下同じ。))を除く。)のうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども」に改め、同号ア及びイを削り、同表備考5第2号を次のように改める。

- (2) 負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準子ども及び前号に該当する負担額算定基準子どもを除く。)である満3歳未満保育認定子ども 零

別表備考6中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「最年長負担額算定基準小学校就学前子ども」を「最年長負担額算定基準子ども」に改める。

同表備考6各号列記以外の部分中「第14条の2」を「第14条」に、「「77,100円以下(2号認定及び3号認定にあつては、57,700円未満)」を「57,700円未満(特定教育・保育給付認定保護者(政令第4条第2項第7号に規定する特定教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。))にあつては、77,101円未満)」に改め、同表備考6第1号中「(市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護者に係る支給認定子どもにあつては、0)」を「(特定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもにあつては、零)」に改め、同号イ中「負担額算定基準小学校就学前子ども」を「負担額算定基準子ども」に改め、同表備考6第2号中「0」を「零」に改め、同号イ中「負担額算定基準小学校就学前子ども」を「負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準子どもを除く。))のうち最年長者」に改め、同号ウ中「負担額算定基準小学校就学前子どもを除く」を「イの規定に該当する負担額算定基準子どもを除く」に改める。

別表備考7中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「「77,100円以下(2号認定及び3号認定にあつては、57,700円未満)とあるのは「77,100円以下」と、」を削り、「「0」」を「「零」」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行し、この規則による改正後の子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育について適用する。